

入 札 説 明 書

宮崎県が行うフルカラー複合機の複写サービスに係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該説明書等に疑義がある場合は、下記 14 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 5 年 9 月 2 1 日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 フルカラー複合機の複写サービス
- (2) 業務内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和 5 年 1 0 月 3 1 日
- (4) 契約期間 令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 1 0 年 1 0 月 3 1 日 (60 月)
- (5) 納入場所 児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870-1
宮崎県高鍋土木事務所

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 2 の (4) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合。
 - イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合。
 - ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合。
- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮崎県の物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年 1 月 26 日告示第 93 号。以下「要綱」という。）第 4 条に規定する競争入札参加者名簿（以下「名簿」という。）に記載されている者で、サービス（役務の提供）に関

する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が事務機器であること。

- (3) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (4) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (5) 本件の物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフタサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (6) 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む）を有すること。
- (7) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870-1
宮崎県高鍋土木事務所総務課総務担当
- (2) 期間 令和 5 年 9 月 21 日から令和 5 年 10 月 6 日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870-1
宮崎県高鍋土木事務所総務課総務担当
- (2) 期間 令和 5 年 9 月 21 日から令和 5 年 10 月 6 日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
- (3) 入札説明会は実施しない。

7 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、入札者は当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 提出場所 郵便番号 884-0002
児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870-1
宮崎県高鍋土木事務所 総務課総務担当
- (2) 提出期限 令和 5 年 9 月 29 日（金）午後 5 時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便に限る。）
- (4) 入札参加資格確認の通知 令和 5 年 10 月 4 日までに書面により通知する。

8 入札に関する質問

- (1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は次により提出するものとする。
ア 提出期限 令和 5 年 9 月 29 日（金）午後 5 時まで

イ 提出方法 電子メールで提出すること。

ウ 提出先 高鍋土木事務所代表アドレス：takanabe-doboku@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 回答 質問に対する回答は次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、全員へ電子メールで通知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については回答しない。

9 入札と開札

(1) 入札と開札の場所及び日時

ア 場所 児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870-1

宮崎県高鍋総合庁舎 2階 中会議室

イ 日時 令和5年10月6日(金) 午前10時

(2) 入札に参加する者は、入札書(別紙様式2)を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式3)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(4) 入札方法

ア 入札金額は、基本料金と複写サービス料金一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

(8) 開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

10 再度入札

(1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回を限度とする。

(3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書きで「再」と記入すること。

(4) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記入した入札書を提出しなければならない。

(5) 再度入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退したものと見なす。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付を免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間にあるもの）を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札

(3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

13 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

14 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

郵便番号 884-0002

児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870-1

宮崎県高鍋土木事務所 総務課総務担当

電話番号 0983-23-0001

15 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨